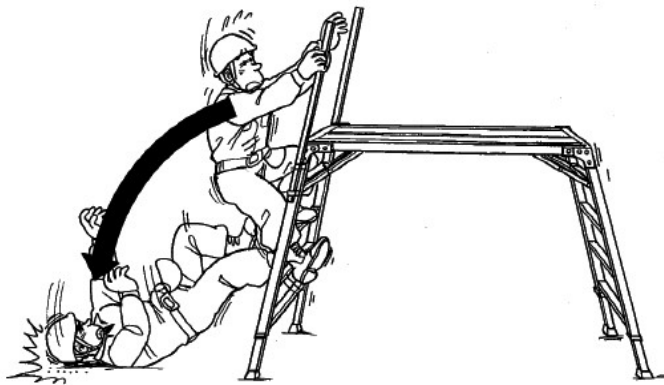


④ 作業台から降りる際 足を滑らせ 転落

作業台から降りる際、足を滑らせ転落



被災状況

天井の空調機器の結線作業を終え、作業台を降りていたところ、下から2段目（高さ40cm）の踏んで足を滑らせ転落、脳挫傷を負った。

原因と対策

イラストをみると、被災者（設備工、29歳・経験11年）は手掛かり棒を両手でしっかり握っています。この状態で足を滑らせても、反射的に

に両手を握りしめるはずですが、被災者はなぜ両手を離したのでしょうか。

本当は、被災者は昇降する際、手掛かり棒を握ってはおらず、手に物を持っていたことを何らかの理由で隠したかもしれません。事例シートには、被災者の「足元の確認不足」と「作業台の踏さんが滑りやすい構造」とありますが、なぜ手を離したのかは触れていません。

災害発生時は現認者がいないことが多いのですが、“なぜ”を正確に把握しなければ、再発防止に役立ちません。

①踏さんが滑りやすい構造ならば、メーカーに改良するよう指示し、直らないときは他のメーカー製品と交換します。

②被災者の靴底がすり減って滑りやすかったことも考えられます。

③事例シートには、両手で手掛かり棒を握っていた被災者の手が滑ったとの記載はなく、片手または両手に物を持って昇降した可能性があります。原因調査（再発防止対策）会議では、何らかの理由で検証を省いたようです。

④手掛かり棒は、「可搬式作業台使用基準」では、高さが1.5mを超えると時の昇降には手掛かり棒を必ず設置することとしています。（被災者は使用していましたが、被災しました）。

⑤作業台及びはしご、階段などで手に物を持っての昇降は、禁止するようにする。

⑥作業台の高さは2m未満ですが、事例のように段差があれば高さ2m以上になることがあります。「法定外だから」と安易に使用していないか見直す必要があります。

⑦災害発生後の再発防止対策は、元請けの本社等で行うことが多いことから、総括安全衛生管理体制となります。安衛法では総括安全衛生管理者の業務として、「労働災害の原因調査及び再発防止対策」を規定しています。

※安衛法第10条第1項第4号・・・労働災害の原因の調査及び再発防止対策